

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（本編）新旧対照表

現行	改正案
Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－13 不祥事件に対する監督上の対応 「総合指針Ⅲ－2－15 不祥事件等に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。ただし、規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっては以下の点に留意する。 (1) 規則第211条の55第4項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する少額短期保険業者からの届出書を当該少額短期保険業者を管轄する財務局が受理する。 (2) 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。 (3) <u>上記（1）の届出書を受理する際は、当該少額短期保険業者において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。</u> （以下略）	Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－2－13 不祥事件に対する監督上の対応 「総合指針Ⅲ－2－15 不祥事件等に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。ただし、規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっては以下の点に留意する。 (1) 規則第211条の55第4項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する少額短期保険業者からの届出書を当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局が受理する。 (2) 上記（1）の届出書を受理した財務局は、当該届出書の内容及び受理件数について1ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。 <u>ただし、財務局において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。</u> （削除） （以下略）

（以上）